

令和8年度

通常総会資料

日時 令和8年5月9日（土）午前10時00分～

会場 蘇我コミュニティセンター 多目的ホール

千葉市中央区町内自治会連絡協議会

通 常 総 会 次 第

1 開 会 の こ と ば

2 区 連 協 会 長 挨 拶

3 功 勞 者 表 彰

4 来 、 賓 祝 辞

5 議 長 選 出

6 議 事 録 署 名 人 選 出

7 会 務 報 告

報告第1号 令和7年度要望事項の報告について P 1 ～ 5

8 議 案 審 議

議案第1号 令和7年度事業報告について P 6 ～ 7

議案第2号 令和7年度収入支出決算について P 8

議案第3号 令和7年度監査報告について P 9

議題第4号 千葉市中央区町内自治会連絡協議会会則の一部改正について ...P 10 ～ 11

議題第5号 令和8年度役員（案）の承認について P 12

議案第6号 令和8年度事業計画（案）について P 13 ～ 14

議案第7号 令和8年度収入支出予算（案）について P 16 ～ 18

議案第8号 令和8年度監事の選任について P 19

9 閉 会 の こ と ば

功 勞 者 表 彰 名 簿

被表彰者

会 長 [REDACTED]
(第 [REDACTED] 地区町内自治会連絡協議会 [REDACTED])

会 長 [REDACTED]
(第 [REDACTED] 地区町内自治会連絡協議会 [REDACTED])

会 長 [REDACTED]
(第 [REDACTED] 地区町内自治会連絡協議会 [REDACTED])

会 長 [REDACTED]
(第 [REDACTED] 地区町内自治会連絡協議会 宮崎町睦会)

会 長 [REDACTED]
(第 [REDACTED] 地区町内自治会連絡協議会 [REDACTED])

会 長 [REDACTED]
(第 [REDACTED] 地区町内自治会連絡協議会 [REDACTED])

会 長 [REDACTED]
(第 [REDACTED] 地区町内自治会連絡協議会 [REDACTED])

No.	地区	要望件名（※継続要望）・要望要旨	市	区	担当部局	要望事項に対する回答
1	第3地区	防犯灯電気料金補助金積算基準の見直しの要望 防犯灯維持に係る電気料金については、一定の要件のもと補助率90%及び75%で市より補助金が支給されている。その補助金の基となる電気料金は各年度の4月電気料金により算定されている。しかしながら、近年の電気料金の右肩上がりの高騰により実質補助率は70%を切る低い補助率となっており、防犯灯を管理している各町内自治会の負担増となっている。 そのため、今回は正をお願いしたいことは、千葉市及び防犯灯を管理している町内自治会の双方にとって補助率に見合う損得のない補助金支給方法として、町内自治会が実際に支払った電気料金の実績に対する精算方法への変更（補助金交付額と、実際に支払った電気料金に見合った補助額との差額を精算する等）をお願いしたい。 なお、当地区においても各町内自治会加入率は減少しており、財務状況厳しい中、補助金制度見直しにあたっては、一時負担による資金繰りへの配慮も考慮いただきたい。 別表は、防犯灯の基数が多い道場南地区から要望が出ているため、例示として使用しました。	○		市民局 市民自治推進部 地域安全課	葛城中学校区(第3地区)に限らず各町内自治会加入率が低下していること及び防犯街灯維持に係る電気料金の補助金算定方法については課題として認識しております。 ご要望いただいた補助金支給方法の変更も含め、補助金制度全体の問題として捉え、各町内自治会の負担を軽減できる方法を検討してまいります。
2	第9地区	市道大蔵寺50号線等の安全対策について ※ この要望は毎年継続して要望し、道路表示や防護柵の設置等かなりよく対応していただき、大部改善はしてきました。この道路は大蔵寺小への通学路であり、昨年実施の回答をいただき未実施のものを早急に実施してもらうとともに (1)赤井町旧中田商店付近の交差点のNTT柱の移設が困難との回答がありました。移設がダメなら反対側歩道の拡幅を要望します。(通学路の緑線の中迄車が侵入します。) (2)大蔵寺小坂下の交差点付近の電柱の移設・通学路の道路巾の確保を早急をお願いします。(傘をさすと車に接触します。) (3)花輪町バス停近くの交差点に信号を設置する要望に対して、信号機設置基準に達していないとの回答がありましたが、通行車両数が増え続けており、再調査をお願いします。		○	(1) 建設局 道路部 道路計画課 / (2) 建設局 土木部 中央・美浜土木事務所 / (3) 市民局 市民自治推進部 地域安全課	(1) 通学路における歩行者の安全性を向上させるため、歩行空間の確保などの安全対策について検討して参ります。 (2) ・電柱の移設(中央・美浜土木事務所 管理課) 電柱所有者である東京電力パワーグリッド株式会社へ電柱の移設を依頼しています。 ・通学路の道路幅の確保(中央・美浜土木事務所 維持建設課) 上記、電柱の移設が完了次第、未舗装部分の舗装を行い通行可能な道路幅の確保に努めます。 (3) 信号機設置の要望につきましては、所管である千葉中央警察署に提出しました。 これに対し、花輪町バス停付近の交差点については、定期的に交通量調査を実施し、「信号機設置の指針」を満たしているか確認するとのことです。引き続き道路管理者と連携し、道路拡幅や信号待ち歩行者の滞留場所の確保等の道路環境が整えば、検討していくとの回答を得ています。 なお、即時の信号機設置は困難な状況であるため、一時停止違反の取締りや街頭監視の強化について、改めて要望してまいります。

No.	地 区	要 望 件 名 (※継続要望) ・ 要 望 要 旨	市 区	担当部局	要望事項に対する回答
3	第9地区	アパートから出されるゴミの回収改善について 大森台自治会内には現在アパートが28ヶ所あります。古くから有るアパートで部屋数が非常に多いアパートから出される生ゴミの量が多くて困っています。アパート経営者から自治会費はほとんど受け取っていません。多大な迷惑を受けているだけです。大森台自治会に有る28ヶ所のアパートで回収ボックスのあるのは8ヶ所だけです。 回収ボックスの設置を義務付ける制度の改正を求めます。	○	環境局 資源循環部 収集業務課	「千葉市共同住宅等におけるごみステーションの設置及び清潔保持等に関する指導要綱」(平成27年10月1日施行)に基づき、「共同住宅等の建築主等は、原則、当該共同住宅等に付帯する専用のごみステーションを設置するもの」としています。 また、共同住宅等の所有者等は、当該共同住宅等の居住者が、近隣自治会等が使用、管理するごみステーションを共用している場合において、両者が良好な関係を保持することができるよう努めなければならない」としており、「共同住宅等の居住者が継続して不適正排出を行う等により、ごみステーションを共用する近隣自治会等と良好な関係を保持することができなくなった場合には専用のごみステーションを設置するもの」としています。 本市としては、自治会未加入を理由にごみステーションの設置を義務付ける制度改正は難しいと考えますが、ごみステーションを共用する方々が良好な関係を維持できるよう、トラブルの原因である不適正排出対策に取り組んで参ります。 今後も地域に寄り添った対応をしてまいりますので、トラブルでお困りの場合は、環境事業所までご相談ください。
4	第9地区 第16地区 第21地区	京成千原線に新駅設置の要望 ※ この要望は平成4年以来毎年要望してきたものですが、5年前に千葉県ががんセンターが建替え・新館としてオープンしたことから、駅の設置場所をがんセンターに最も近い(500m以下)、市道大蔵寺50号線との交差する付近とすることで、地域住民や県立千葉南高校生徒等の利便性向上とともに、がんセンターの最寄駅としての機能も期待してご要望しているものです。 大網街道のがんセンター付近は、朝夕の混雑は解消しておらず、その主要因の1つはがんセンターに最寄駅がなく、がんセンター利用者や職員は自家用車かバスを利用せざるを得ない状況にある為と考えられます。 前年度のこの要望に対して、「京成電鉄千原線整備促進検討会議」の場において、京成電鉄(株)から京成千原線の厳しい経営状況について言及があったとの回答がありましたが、現状の乗客数が少ないことはその通りだと思いますが、「花輪新駅」を作れば倍増すると考えています。 乗客がどれだけ増えるかは大変重要な事だと思いますので、本年度は千葉県とも極力して、がんセンター利用者・職員・県衛生研究所や保健医療大学等の職員や生徒、千葉南高校の生徒・職員、大蔵寺50号線と京成千原線の交差する付近に新駅を作れば、地域住民等が新駅ができれば京成千原線を利用するかの調査を実施することを要望します。	○	都市局 都市部 交通政策課	京成電鉄千原線については毎年、京成電鉄㈱、千葉県、市原市及び本市で構成する「京成電鉄千原線整備促進検討会議」において、利用促進策やその他の諸施策について意見交換を実施しており、直近では令和7年1月に「輸送人員の状況」、「利用促進につながる最近の動向」等を議題として意見交換を行っております。新駅建設には多額の費用が必要となるほか、前述の会議において、京成電鉄㈱からは京成千原線の厳しい経営状況について言及があったことから、ご要望の新駅設置の実現及び調査実施は難しいものと考えております。

No.	地 区	要 望 件 名 (※継続要望) ・ 要 望 要 旨	市 区	担当部局	要望事項に対する回答
5	第15地区	ゴミかごへの助成金 ゴミステーションのガラス防止として市から支給されるネットを使用しているが、ガラス除けとしては不十分である。その為、当町会ではゴミかごを購入し、各ステーションに配備した。結果、ガラス被害はかなり減少した。価格は1かご15,000円程する為、町会の負担が大きく、市に何割かの助成願いたいと考え要望書を提出します。 ネットに要する金額分をその予算に充てることは可能ではないでしょうか。		○ 環境局 資源循環部 収集業務課	折り畳み式ゴミボックスなどは、ガラス除けの効果は高いため、ゴミステーションの清潔保持に有用である一方、ゴミステーションの設置場所や大きさ・ごみ量は千葉市内一律ではなく、設置条件や収納できる量に限りがあることが課題となっています。今後、他政令市や県内市の事例を参考に、より有効なステーション管理の支援策を検討していきます。
6	第16地区	都市計画道路「加曽利町大森町線」の整備について ※ 加曽利町大森町線の整備に伴い、道路の信号機を ①デイリーヤマザキ千葉仁戸名町店前交差点(中央区仁戸名町601番地16地先) ②旧魚栄前交差点(中央区大森町449-16地先) ③千歳屋工務店前交差点(中央区仁戸名町552-6地先)に設置できるよう、千葉中央警察署との協議をお願いいたします。 また、通学路のため路面への注意喚起文字の表示、減速を促す道路改善(高上設置やカラー舗装等)、ガードポールの設置等の安全確保をお願いいたします。		○ 建設局 道路部 道路計画課	千葉県公安委員会と信号機について協議しましたが、設置に難色を示されていることから、引き続き信号機の設置要望を行って参ります。 また、「加曽利町大森町線」の整備では、通学路などの歩行者の安全を確保するため、4.0メートル幅の歩道を計画しております。
7	第16地区	「仁戸名市民の森」内の、街灯の増設、歩道の拡張について 中央区仁戸名町639-1他「仁戸名市民の森」は、夜間に通行する際に現状の街灯では暗く、不審者がいても気が付かないことがあり危険です。「仁戸名市民の森」内の街灯の増設と、アスファルト舗装部分(道路幅)の拡張を要望いたします。		○ 都市局 公園緑地部 中央・美浜 公園緑地 事務所 / 建設局 土木部 中央・美浜 土木事務所 維持建設課	(中央・美浜公園緑地事務所) 市民の森内照明灯が樹木の枝等に覆われている箇所があるため、枝払い作業を行います。 (中央・美浜土木事務所) 部分的に路端部の舗装に欠損がみられ幅員が狭くなっている箇所があることから、それらを補修し機能回復を図ります。
8	第16地区	月の木貝塚の整備について 月の木貝塚の管理(伐採作業)について、令和6年度は年間3回実施していただいていたが、今年度より年間2回となる模様である。しかしながら、年3回の実施でも伐採が追いついていないので2回となると草が伸びすぎて火災等の危険も考えられます。よって再来年度からは、年間3回以上の実施をご検討をお願いいたします。 また、倒木の恐れのある樹木については、要望があった時に迅速な伐採(危険回避)をお願いいたします。		○ 教育委員会 事務局 生涯学習部 文化財課	国指定史跡月ノ木貝塚は、他の国指定史跡である荒屋敷貝塚(若葉区貝塚町)、花輪貝塚(若葉区加曽利町)と併せて、草刈等の保全管理委託を毎年実施しており、令和8年度は年3回の除草業務を計画しております。 また、倒木の恐れのある樹木について、専門業者立会いのもと、現地確認を実施し、こちらにつきましても令和8年度の実施を計画しております。

No.	地 区	要 望 件 名 (※継続要望)・要 望 要 旨	市 区	担当部局	要望事項に対する回答
9	第27地区	通学路における安全標示について 通学路(中央区星久喜町751-3付近)に新築のアパートが建ち、付近の道が整備され、車道が拡張されました。しかし、拡張されたため、今までよりもスピードを上げて、進入してくる車も少なからずあります。 また両方向から車が来るので、児童たちを交通事故から守るため、注意喚起を促す標識(ゆっくり走ろう)、標示(カラー塗装)が必要だと考えます。		建設局 土木部 中央・美浜 土木事務所 維持建設課	要望箇所は進行方向から見て変則形状の交差点の先に位置しており、交差点の手前に注意喚起を促す対応を行った場合、どの道に対する注意喚起が不明確であり、混乱を招く恐れがあるため実施できません。 なお、千葉市教育委員会に確認したところ、現時点では通学路に指定されておりませんので、通学路の指定を学校へ働きかけてください。通学路に指定された場合には、路肩カラー化などの安全対策を検討します。
10	第27地区	自動車進入等による事故防止対策について 1 車両走行に関する看板、ミラー板等の設置 近年、矢作台親睦会東側市道(幅員3m)が抜け道(青葉町から川戸線バス通)として利用する車両が増加しており、当会地区からの車両の出入りや歩行者との接触事故が懸念されている。 については、事故防止の観点から、通行の安全に関する注意の看板やミラー板の設置を要望する。 2 車道と歩道の境界線ブロックの変更等 矢作台バス停から県立博物館へ向かう市道(幅員3m)は、矢作町942-17地先から歩道(青葉病院東側:幅員4.5m~5m、勾配)があり、境界点にブロック石(直径28cm、高さ35cm)2基が車道よりやや低い位置で設置されている。また、「通り抜けできない」旨の看板は942-15地内の戦中に設置されているが、未だにこれを無視して進入する車両があり、過去にブロック塀やチェーンボールを破損した事例やブロック石と「おしどり公園」のフェンス間(1.9m)を通過、歩道を走行する車両が未だに年数台見受けられる。 については、事故防止の観点からバス停近くに「通り抜けできない」旨の立看板の追加設置や車両が通過しないようブロック石の変更等を要望する。		建設局 土木部 中央・美浜 土木事務所 維持建設課	1 ミラーについては、隅切りがあり見通しが確保できるため設置できません。 注意看板については、道路幅員が約3.2~3.6mと狭小なため、通行支障となることから設置は困難です。 なお、交差点部に設置されている路面標示「Tマーク及びドット線(3箇所)」が薄くなっていることから、安全性向上のため補修を行います。 2 矢作台バス停の位置から見ると、その先の道路は通り抜け可能であり、事実と異なる案内となること及び、直近交差点には既設の通り抜け禁止看板が設置されていることから、通り抜けできない旨の立看板の設置はできません。 また、ブロック石の変更については、ラバーボールを追加設置し、車両の進入を防止します。
11	第45地区	都町五差路の安全対策及びバリアフリー化について 都町第一町内会のある都町五差路は、複雑な交差形態から大きな事故が多く、直近では、令和7年6月4日夕刻に乗用車が住宅に突っ込み、負傷者が救急搬送される事案が発生しました。 また、この交差点にある歩道橋は、老朽化が進んでいて危険であるとともに階段が急角度になっていることから、高齢者や身体障害者が渡ることが困難であり、街が分断される結果となっています。 これらを踏まえ、立体交差、歩行者の渡る時間を長くしたスクランブル交差点、右折信号の設置など、総合的な観点から国、警察等関係機関との調整を含め、改良の検討をお願いします。		市民局 市民自治 推進部 地域安全課 建設局 道路部 道路計画課	(地域安全課) 信号機設置の要望につきましては、所管である千葉中央警察署に提出しました。 これに対し、都町五差路については、横断歩道橋の存在によりスクランブル交差点化は困難であり、右折車線が設置できない路線があるため、右折信号の設置も難しいとの回答を受けています。 現時点での交差点改良は困難ですが、今後の道路拡幅や歩道橋撤去などに応じて、道路管理者と連携しながら検討していくとのことです。 なお、安全確保のため、街頭監視や悪質運転者への指導・取締りの強化を改めて要望してまいります。 (道路計画課) 都町五差路は、複雑な交差点形状となっていることから、安全性などについて課題があるものと認識しており、これまで路面標示等の安全対策を実施したところですが。 抜本的な対策としては、大規模な改良が必要と考えておりますが、現在は、事業中の他路線の早期完了を目指し、優先的に進めているところであり、今後、それらの進捗状況などを見極めながら、事業化について検討していきたいと考えております。

No.1 第3地区町内自治会連絡協議会要望

(別表)

防犯灯電気料金・補助金実績表(令和6年度)

〈防犯灯電気料金・補助金〉

(単位:円)

町会名	道場南第一 協和会	道場南第二 協和会	道場南第三 協和会	道場南第四 協和会	計
年間電気料金 A	137,807	154,132	158,625	145,125	595,689
(平均)	11,484	12,844	13,219	12,094	49,641
4月電気料	10,512	11,776	12,126	11,094	45,508
補助金 B	96,240	104,880	108,120	98,520	407,760
実績料金による 補助率 C(B/A)	69.8	68.0	68.2	67.9	68.5
実績料金による 補助金 D(A×E)	105475	116113	119981	109350	450875
差(B-D)	-9,235	-11,233	-11,861	-10,830	-43,115

〈防犯灯所有状況〉

(単位:ヶ所)

町会所有(20W)	1	1	2	1	5
補助率90%					
町会所有(40W)	3	0	0	0	3
補助率90%					
市より賃貸(20W)	35	44	45	42	166
補助率75%					
計	39	45	47	43	174
加重平均補助率 (%) E	76.54	75.33	75.64	75.35	75.69

議案第1号

令和7年度事業報告について

令和7年5月10日（土）蘇我コミュニティセンター多目的ホールにおいて、千葉市中央区町内自治会連絡協議会通常総会を開催し、令和6年度事業報告及び決算報告等が承認され、令和7年度事業計画（案）及び令和7年度予算（案）を可決し、新年度の業務が開始された。

【事業内容】

- | | |
|-----------|---|
| 令和7年4月3日 | きぼーる11階大会議室において、令和6年度収入・支出決算関係帳簿類の監査を実施し、監事の承認を得た。 |
| 令和7年4月9日 | 第1回理事会をきぼーる15階ボランティア活動室において開催し、以下の事項を協議した。
1 令和7年度千葉市中央区町内自治会連絡協議会役員の選出（案）について
2 令和6年度収入支出決算について
3 令和7年度千葉市中央区町内自治会連絡協議会通常総会の会務報告及び議案審議について
4 令和7年度千葉市中央区町内自治会連絡協議会通常総会の役割分担について
5 千葉市町内自治会連絡協議会専門部会の委員選出について
6 令和7年度要望事項について |
| 令和7年5月10日 | 通常総会を蘇我コミュニティセンター多目的ホールにおいて開催し、令和6年度事業報告及び決算報告等が承認され、令和7年度事業計画（案）及び令和7年度予算（案）等を可決した。 |
| 令和7年6月23日 | 第2回理事会をきぼーる15階ボランティア活動室において開催し、以下の事項を協議した。
1 令和7年度要望事項について
2 令和7年度中央区町内自治会連絡協議会の活動研修会について |
| 令和7年8月24日 | 第46回九都県市合同防災訓練の地域会場である各避難所において、避難所開設・運営訓練を行った（別日程の会場もあり）。また、重点訓練会場として、11月8日に川戸小学校での訓練が行われた。 |
| 令和7年9月24日 | 三役会及び第3回理事会をきぼーる15階ボランティア活動室において開催し、以下の事項を協議した。
1 令和7年度要望事項の回答について
2 令和7年度中央区町内自治会連絡協議会の活動研修会について |

令和7年10月19日 第33回中央区ふるさとまつりが中央公園や栄町通りを中心に盛大に行われ、多くの区民とともに参加した。

令和7年11月19日 中央区町内自治会連絡協議会活動研修会を開催し、金沢資源選別センター、J & T環境株式会社横浜プラスチックリサイクル工場や横浜市民防災センターを視察した。

ごみや災害に関して改めて考えることができる機会であったとともに、他の自治会の方と交流できる有意義な研修会とすることができた。

参加者数：53名（うち4名は事務局職員）

参加者負担金：2,750円/名

令和8年1月14日 第4回理事会をきぼーる15階ボランティア活動室において開催し、以下の事項について、協議及び報告した。

（議題）

- 1 令和8年度千葉市中央区町内自治会連絡協議会通常総会の日程について
- 2 令和8年度千葉市中央区町内自治会連絡協議会通常総会における被表彰者の推薦について
- 3 令和7年度決算見込みについて
- 4 千葉市中央区町内自治会連絡協議会役員の費用弁償等に関する内規の変更について

（報告）

- 1 令和7年度千葉市中央区町内自治会連絡協議会活動研修会開催報告について
- 2 第49・50回ごみ問題検討委員会について

令和8年3月25日 三役会及び第5回理事会をきぼーる15階ボランティア活動室において開催し、以下の事項を協議した。

（議題）

- 1 令和7年度決算見込について
- 2 令和8年度役員選出（案）について
- 3 千葉市中央区町内自治会連絡協議会会則の変更について
- 4 千葉市中央区町内自治会連絡協議会役員の費用弁償等に関する内規の変更について

議案第2号

令和7年度収入支出決算について

収入支出決算書

【収 入】

(単位：円)

科 目		当 初 予算額	収入済額	差引額	摘 要
項	目				
補助金	区連協補助金	1,446,000	1,446,000	0	区連協相当分：840,230円 地区連協交付金：605,770円 ※地域運営交付金を除く（第9、13、16地区）
負担金	負担金	274,882	268,632	△ 6,250	61,441世帯×2円＝122,882円（地区連協負担金） 53人×2,750円＝145,750円（活動研修会参加者負担金）
繰越金	前年度繰越金	680,755	680,755	0	
雑収入	雑収入	1,120	1,887	767	預金利子
合 計		2,402,757	2,397,274	△ 5,483	

【支 出】

(単位：円)

科 目		当 初 予算額	予 算 流用額	予算現額 (A)	支出額		予算残額 (A) - (B)	摘 要 ※下線は補助対象外経費
項	目				(B)	補助対象 経費	補助対象外 経費	
交付金	地区連協交付金	605,770	0	605,770	567,612	567,612	0	38,158 地域運営交付金（第9、13、16地区）を除く
事務費	事務費	425,000	0	425,000	360,388	360,388	0	64,612 事務用品、町内自治会のしおり作成、郵送代
会議費	総会費	187,000	0	187,000	181,578	181,578	0	5,422 総会資料作成、郵送代
表彰費	表彰費	55,000	0	55,000	37,493	37,493	0	17,507 被表彰者記念品代（5名）
渉外費	渉外費	33,000	0	33,000	8,000	0	8,000	25,000 年賀名刺交換会会費（区連協会長）、弔慰金
事業費	活動研修費	502,000	0	502,000	458,752	313,002	145,750	43,248 視察研修費、傷害保険料、参加者昼食代
旅 費	費用弁償	104,000	0	104,000	80,000	80,000	0	24,000 理事・監事の費用弁償
予備費	予備費	490,987	0	490,987	0	0	0	490,987
合 計		2,402,757	0	2,402,757	1,693,823	1,540,073	153,750	708,934

【区連協補助金の状況】

(区連協補助金当初予算額) (補助対象支出額)

$$1,446,000円 - 1,540,073円 = \triangle 94,073円$$

【令和8年度への繰越額】

(収入済額合計)

(支出額合計)

(残額＝繰越予定額)

$$2,397,274円 - 1,693,823円 = 703,451円 \quad (\text{参考：前年度繰越額 } 680,755円)$$

議案第3号

令和7年度監査報告について

千葉市中央区町内自治会連絡協議会

令和7年度収入支出監査報告書

監 査 対 象

千葉市中央区町内自治会連絡協議会の令和7年度収入支出決算書及び
関係帳簿・証書類

監 査 期 日

令和8年4月6日

監 査 内 容

予算会計の収入・支出済額は、収入及び支出簿により出納書類を余すところ
なく照査のうえ、さらにその内容につき監査を実施した結果、決算は計数的に
正確であり、内容も正当なものと認定した。

令和8年4月6日

監 事

氏 名

氏 名

印

議案第4号

千葉市中央区町内自治会連絡協議会会則の一部改正について

新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現行
千葉市中央区町内自治会連絡協議会会則	千葉市中央区町内自治会連絡協議会会則
第1章 総則 (略)	第1章 総則 (略)
第2章 組織 (略)	第2章 組織 (略)
第3章 会議	第3章 会議
第12条 (略)	第12条 (略)
第13条 (略)	第13条 (略)
第14条 (略) 2～5 (略)	第14条 理事会は、会長が必要があると認めたときに、会長が招集し、会長が議長となる。 2 理事会は、本会の運営上必要な事項について審議する。 3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。 4 自然災害等により、理事会の招集が難しい状況であり会長がやむを得ないと認めるときは、理事会は書面により開催することができる。この場合、理事の過半数の書面による回答が得られることを必要とする。 5 書面により開催する理事会の議事は、期日までに回答された議決権行使書の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
<u>6 理事が理事会への出席に困難な事情がある場合、WEB会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。以下同じ。）を利用して理事会に出席できる。</u>	
第15条 (略) 2～4 (略)	第15条 三役会は、会長、副会長及び会計をもって組織する。 2 三役会は、会長が必要があると認めたときに、会長が招集し、会長が議長となる。 3 三役会の審議する事項は、次のとおりとす

<u>5 会長、副会長及び会計のいずれかが、三役会への出席に困難な事情がある場合、WEB会議システムを利用して三役会に出席できる。</u> 第4章 会計（略） 附 則（略） <u>附 則</u> <u>この会則は、令和8年5月9日から施行する。</u>	る。 （1）理事会に提出する事項の審議に関すること。 （2）会務の執行上必要なこと。 4 自然災害等により、三役会の招集が難しい状況であり会長がやむを得ないと認めるときは、三役会は書面により開催することができる。 第4章 会計（略） 附 則（略）
---	---

議案第5号

令和8年度役員（案）の承認について

会 長

副会長

副会長

会 計

会 計

議案第6号

令和8年度事業計画（案）について

千葉市中央区町内自治会連絡協議会は、会則に明示された目的を達成するため、次の事業を行う。

1 区行政との連絡及び協力に関すること

区民参加を推進するため、区並びに市と区民を結ぶパイプ役として活動し、地域の発展に寄与貢献する。

2 要望事項等の促進に関すること

区内各地域に共通する諸問題及び区民に関連する諸事業についての要望事項等の早期解決を図る。

3 功労者の表彰に関すること

本会の「表彰内規」により功労のあった地区連協会長及び単位町内会長を総会において表彰する。

4 区民意識の啓発

区民として相互の連帯意識の高揚を図り、住み良い街づくりを推進する。

5 研修会の実施

先進の住民自治組織や施設等を研修視察し、地域リーダーの育成に努める。

6 その他必要な事項に関すること

その他区連協活動の充実向上を目的とした諸事業の推進を図る。

令和８年度主な会議等予定

年 月	内 容	備 考
令和８年 ４月	会 計 監 査	４ 月 ６ 日 (月)
	理 事 会	４ 月 ９ 日 (木)
５ 月	令和８年度通常総会	５ 月 ９ 日 (土)
６ 月	理 事 会	６ 月 23 日 (火)
９ 月	三 役 会 ・ 理 事 会	９ 月 29 日 (火)
10 月	中央区ふるさとまつり	10 月 18 日 (日)
11 月～12 月	活動研修会	未 定
令和９年 １月	理 事 会	１ 月 14 日 (木)
３ 月	三 役 会 ・ 理 事 会	３ 月 25 日 (木)

《MEMO》

議案第7号

令和8年度収入支出予算（案）について

収入支出予算書（案）

【収 入】

（単位：円）

科 目		本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	増 減 (A) - (B)	摘 要
項	目				
補 助 金	区連協補助金	1,533,000	1,446,000	87,000	区連協相当分：840,480円 地区連協交付金：692,520円 ※地域運営交付金を除く (第9、16地区)
負 担 金	負 担 金	302,546	274,882	27,664	61,273世帯×2円＝122,546円（地区連協負担金） 60人×3,000円＝180,000円（活動研修会参加者負担金）
繰 越 金	前年度繰越金	703,451	680,755	22,696	
雑 収 入	雑 収 入	1,887	1,120	767	預金利子
計		2,540,884	2,402,757	138,127	

【支 出】

(単位：円)

科 目		本年度予算額			前年度予算額 (B)	増 減 (A) - (B)	摘 要
項	目	(A)					
		補助対象経費	補助対象外経費				※下線は、補助対象外経費
交 付 金	地区連協交付金	692,520	692,520	0	605,770	86,750	地域運営交付金を除く(第9、16地区)
事 務 費	事 務 費	425,000	425,000	0	425,000	0	事務用品、町内自治会のしおり作成、郵便代
会 議 費	総 会 費	196,000	196,000	0	187,000	9,000	総会資料作成、総会案内郵送代、会場使用料
表 彰 費	表 彰 費	55,000	55,000	0	55,000	0	表彰者記念品代
渉 外 費	渉 外 費	33,000	0	33,000	33,000	0	年賀名刺交換会会費(区連協会長)、見舞金、弔慰金
事 業 費	活 動 研 修 費	563,000	383,000	180,000	502,000	61,000	視察研修費、参加者昼食代
旅 費	費 用 弁 償	104,000	104,000	0	104,000	0	理事、監事の費用弁償
予 備 費	予 備 費	472,364	0	472,364	490,987	△ 18,623	
合 計		2,540,884	1,855,520	685,364	2,402,757	138,127	

令和8年度地区連協交付金明細書

令和8年3月31日現在

区	地区	団体数	1団体当り	団体割額(A)	世帯数	1世帯当り	世帯割額(B)	均等割額(C)	交付額(A+B+C)
中央区	2	10	500	5,000	5,351	10	53,510	20,000	78,510
	3	27	500	13,500	5,389	10	53,890	20,000	87,390
	4	22	500	11,000	5,910	10	59,100	20,000	90,100
	5	6	500	3,000	5,532	10	55,320	20,000	78,320
	8	22	500	11,000	8,621	10	86,210	20,000	117,210
	13	13	500	6,500	6,258	10	62,580	20,000	89,080
	21	14	500	7,000	1,684	10	16,840	20,000	43,840
	27	23	500	11,500	3,437	10	34,370	20,000	65,870
	45	9	500	4,500	1,770	10	17,700	20,000	42,200
	計	146	500	73,000	43,952	10	439,520	180,000	692,520

※下記の地区については、地域運営交付金として交付するため、区連協補助金には含まない。

区	地区	交付額
中央区	9	172,090
	16	72,050
	計	244,140

議案第 8 号

令和 8 年度監事の選任について

監 事

監 事

千葉市中央区町内自治会 連絡協議会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、千葉市中央区町内自治会連絡協議会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、中央区役所内に置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(目 的)

第3条 本会は、中央区内地区町内自治会連絡協議会相互の連絡、協調と親睦を図り、これらを通して区内の町内自治会活動を積極的に推進し、区行政に協力するとともに、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

第2章 組 織

(組 織)

第4条 本会は、中央区の町内自治会長を会員とし、別表の地区町内自治会連絡協議会をもって組織する。

(事 業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 町内自治会及び地区町内自治会連絡協議会との連絡調整に関すること。
- (2) 住民相互の融和及び連帯意識の高揚に関すること。
- (3) 町内自治会に共通する問題について調査研究を行うこと。
- (4) 千葉市町内自治会連絡協議会及び関係当局その他団体との連絡及び協力に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

(役 員)

第6条 本会は、次の役員を置く。

会 長	1 名	理 事	若干名
副 会 長	2 名	監 事	2 名
会 計	2 名		

(役員を選出)

第7条 会長、副会長及び会計の三役は、理事の互選により選出し、総会の承認を受けるものとする。

- 2 理事は、中央区内の地区町内自治会連絡協議会長をもって、これに充てるものとする。
ただし、他区にまたがる地区町内自治会連絡協議会にあっては、中央区内の町内自治会長の代表をもって理事とする。
- 3 監事は、理事以外の会員から総会において選任する。

(役員の職務)

第8条 会長は、本会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 会計は、会長の指示を受けて本会の会計及び経理を司る。
- 4 理事は、理事会を組織し会長の指示を受けて会務を司る。
- 5 監事は、本会の経理を監査する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、1年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(専門部会)

第10条 本会の目的達成のため、専門部会を設けることができる。

- 2 専門部会に関し必要な事項は、理事会に諮り会長が別に定める。

(顧問及び相談役)

第11条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

第3章 会 議

(会 議)

第12条 会議は、総会、理事会及び三役会とする。

(総 会)

第13条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は、毎年度当初に、臨時総会は会長が必要と認めたとき、又は会員の3分の1以上の請求があったときに開催する。
- 3 総会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 事業計画及び事業報告に関する事項
 - (2) 予算及び決算に関する事項
 - (3) 会則の改正に関する事項
 - (4) その他、重要な事項
- 4 総会は、会員の過半数の出席で成立する。議事は出席者の過半数の賛成で決することとし、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 総会の出席は、委任状の提出をもって代えることができる。

- 6 自然災害等により、総会の招集が難しい状況であり会長がやむを得ないと認めるときは、総会は書面により開催することができる。この場合、会員の過半数の書面による回答が得られることを必要とする。
- 7 書面により開催する総会の議事は、期日までに回答された議決権行使書の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(理事会)

- 第14条 理事会は、会長が必要があると認めたときに、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 理事会は、本会の運営上必要な事項について審議する。
 - 3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
 - 4 自然災害等により、理事会の招集が難しい状況であり会長がやむを得ないと認めるときは、理事会は書面により開催することができる。この場合、理事の過半数の書面による回答が得られることを必要とする。
 - 5 書面により開催する理事会の議事は、期日までに回答された議決権行使書の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(三役会)

- 第15条 三役会は、会長、副会長及び会計をもって組織する。
- 2 三役会は、会長が必要があると認めたときに、会長が招集し、会長が議長となる。
 - 3 三役会の審議する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 理事会に提出する事項の審議に関すること。
 - (2) 会務の執行上必要なこと。
 - 4 自然災害等により、三役会の招集が難しい状況であり会長がやむを得ないと認めるときは、三役会は書面により開催することができる。

第4章 会 計

(経 費)

- 第16条 本会の経費は、負担金、寄付金、補助金及びその他をもって充てる。

(会計年度)

- 第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第5章 補 則

(会則の改正)

- 第18条 本会則の改正は、総会の議決によるものとする。ただし、別表の変更については、理事会の承認によることができる。

(その他)

- 第19条 本会則に定めるもののほか、会務の執行に関し必要な事項は会長が理事会に諮って定める。

附 則

この会則は、平成 4 年 5 月 2 4 日より施行する。

附 則

この会則は、平成 5 年 5 月 9 日より施行する。

附 則

この会則は、平成 6 年 5 月 1 5 日より施行する。

附 則

この会則は、平成 1 6 年 5 月 1 6 日より施行する。

附 則

この会則は、平成 2 4 年 7 月 1 日より施行する。

附 則

この会則は、平成 3 0 年 5 月 1 2 日より施行する。

附 則

この会則は、令和 3 年 5 月 2 4 日より施行する。

別表

	地区町内自治会連絡協議会名
1	第 2 地区（末広中学校区）町内自治会連絡協議会
2	第 3 地区（葛城中学校区）町内自治会連絡協議会
3	第 4 地区（椿森中学校区）町内自治会連絡協議会
4	第 5 地区（緑町中学校区西千葉地区）町内自治会連絡協議会
5	第 8 地区（新宿中学校区）町内自治会連絡協議会
6	第 9 地区（蘇我中学校区）町内自治会連絡協議会
7	第 13 地区（生浜中学校区）町内自治会連絡協議会
8	第 15 地区（轟町中学校区）町内自治会連絡協議会
9	第 16 地区（松ヶ丘中学校区）町内自治会連絡協議会
10	第 21 地区（川戸中学校区）町内自治会連絡協議会
11	第 27 地区（星久喜中学校区）町内自治会連絡協議会
12	第 45 地区（都 地 区）町内自治会連絡協議会

千葉市中央区町内自治会連絡協議会
表 彰 内 規

(表彰の基準)

第1条 区域内住民福祉の増進のため、町内自治会活動を積極的に推進し、その実績が顕著で、且つ次の各号の一に該当するものについて、会長がこれを表彰する。

(1) 中央区町内自治会連絡協議会役員(監事を除く)の職にあつて退任したもの。

(2) 5年以上引き続いて町内自治会長の職にあつて退任したもの。

(在職年数の決定)

第2条 在職年数は、満年をもって計算する。

(被表彰者の推薦方法)

第3条 第1条第1号における被表彰者の該当者については、会長が推薦し、第1条第2号における被表彰者の該当者については、理事の推薦により、それぞれ理事会に報告したのち総会において表彰するものとする。

(表 彰)

第4条 表彰は、表彰状に記念品を添えて贈呈する。

(表彰の重複禁止)

第5条 被表彰者は、再表彰をしないものとする。

附 則

この内規は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和元年7月1日から施行する。